

【案】金融庁における令和2年度実績評価（概要）

基本政策／施策	主な取組み（実施計画より）	主な実績	今後の課題
I 金融システムの安定と金融仲介機能			
1 マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 我が国金融システムの健全性を持続的に確保するため、実体経済と金融システムの相互関連性や金融システム内のストレスの波及について、新型コロナウイルスの影響も含め調査・分析を行った上で、業界横断的な視点から金融モニタリングを実施。</li> <li>✓ こうした業界横断的な視点に加え、業態ごとのビジネスモデルやそれに起因する課題も踏まえ、深度ある対話を実施。</li> <li>✓ 金融行政の実効性・適時性を確保するため、データの収集、管理、活用の枠組み・ルール（データガバナンス）の整備に取り組むとともに、データ分析力を向上させ、データ活用を推進。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 経済、金融市場や金融機関を含む市場参加者の動向、新型コロナウイルス感染症の影響を含む内外環境変化等を適時に把握し、金融機関のモニタリングに業態横断的に活用するとともに、金融システムの将来的なリスクや脆弱性に関する調査・分析を実施。</li> <li>✓ 健全性維持の観点から、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた対話を実施したほか、リスク管理態勢の把握・検証を行い、リスク管理態勢の高度化を促進。</li> <li>✓ LIBOR（ロンドン銀行間取引金利）の公表停止に備え、各金融機関の取組状況のモニタリング、LIBOR 利用状況調査、各種講演や説明会での情報発信等を実施。</li> <li>✓ 新型コロナウイルス感染症の影響も含め、個別金融機関の経営状況や金融システム全体の状況を的確に把握するため、金融機関からの徴求データ・金融経済情勢に関するマクロデータ及び企業の個社データを用いて分析するなど、データ活用の高度化を推進するとともに、分析手法の多様化等の中長期的視点に立ったデータ戦略への取組を実施。</li> </ul>	<p>金融システムの安定性の維持に向けて、我が国金融システムに影響を及ぼす可能性のある内外環境変化に関する情報収集・分析の高度化等を通じて、引き続き金融システムの安定性の維持に向けた取組を進める。特に、データ分析の態勢整備を進めることで、金融セクターにおける実態把握に取り組む。</p> <p>あわせて個別の金融機関の健全性を確保・維持するため、業界横断的な対応に加え、引き続き業態ごとのビジネスモデルやそれに起因する課題に応じた金融モニタリングを実施していく。</p>
2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 金融システムの安定性確保のため、国際合意を踏まえた金融機関の健全性確保のためのルール整備等に向けて取り組む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 国際的な自己資本比率規制の見直し（バーゼルⅢの最終化）を踏まえ、関係者と十分な対話を行った上で、国内実施に関する規制方針案等の公表を実施。</li> </ul>	<p>国際的な議論も踏まえた関連告示等の整備など、引き続き金融システムの安定性の確保に取り組んでいく。</p>
3 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 新型コロナウイルスが内外経済に甚大な影響をもたらす中、金融機関が、継続的に事業者の業況等をきめ細かく把握し、資金繰り支援を適切に行えるよう支援するとともに、取組状況を確認していく。</li> <li>✓ 金融機関による事業者の経営改善・事業再生支援等の取組状況を確認し、関係省庁とも連携し、必要なサポートを行う。</li> <li>✓ 顧客・地域の再生に必要な業務を可能にするため、銀行の業務範囲規制等を見直す。</li> <li>✓ 金融機関に事業者の事業の継続や発展を支援する適切な動機付けをもたらすような担保制度等の可能性について実務家や有識者との研究会や、現在の経済環境、海外の実務も踏まえつつ、検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 金融機関による事業者の資金繰り支援等に万全を期すため、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた累次の要請を実施。また、特別ヒアリング等を通じて、感染症拡大の影響を受けた事業者への経営改善・事業再生・事業転換支援について積極的な対応を促進。</li> <li>✓ REVIC・中小企業基盤整備機構等によるファンドや、公庫・商工中金等による資本金劣後ローン、中小企業再生支援協議会等による再生計画の策定支援等の支援のメニューについて、わかりやすくマッピングした上で、金融機関等に周知し活用を促進。</li> <li>✓ 「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案」を国会に提出。</li> <li>✓ 金融機関に事業者の事業の継続や発展を支援する適切な動機付けをもたらすような担保制度等の可能性について検討するため、新たに「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」を設置（令和2年11月）し、有識者よりいただいた意見等を踏まえた検討の結果を論点整理として取りまとめ、公表（2年12月）。</li> <li>✓ 地域課題解決支援室・チームにおいて、人的ネットワーク支援のための「ちいきん会」への参加、地域課題解決に向けた各地域における「ダイアログ」の伴走支援、地域課題の解決に直接資する施策の共同企画・実施を進め、同チームのノウハウや把握事例等を展開。その他、金融機関等の現場職員の間で、地域・組織を超えて事業者支援のノウハウを共有していく取組を支援。</li> </ul>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、金融機関による事業者への資金繰り支援の徹底や経営改善・事業再生・事業転換支援等の促進など、必要な措置を実施していく。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症等による影響も踏まえ、持続可能な収益性や将来にわたる健全性に課題のある金融機関とは抜本的な経営改善の策定・実行を促すため、個別の対話を継続して実施していく。</p> <p>担保法制の見直し等については、法務省・法制審議会・担保法制部会への問題提起などを通じて、引き続き議論に貢献していく。</p> <p>「ダイアログ」の開催等により得られたノウハウや人脈等を活用した財務局・自治体・金融機関等へのサポートや、金融機関等の現場職員の間で、地域・組織を超えて事業者支援のノウハウを共有していく取組の支援を実施していく。</p>

II 利用者の保護と利用者利便の向上			
1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 顧客本位の業務運営の更なる進展に向けて、顧客にわかりやすく手数料等の情報を提供する「重要情報シート」を導入し、デジタル化の進展や新型コロナウイルスの影響も踏まえたモニタリングを行う。</li> <li>✓ 金融経済教育や長期・積立・分散投資を促す「つみたてNISA」の普及等の施策を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 金融審議会市場ワーキング・グループの議論を踏まえ、「顧客本位の業務運営に関する原則」及び監督指針を改訂・改正し、「重要情報シート」の活用促進により顧客が金融機関や金融商品を比較しやすい環境を早期に整備するため業界等との対話を実施したほか、金融機関の顧客本位の業務運営への取組状況等を公表。このほか、金融機関における顧客本位の業務運営の経営戦略上の位置づけ等についてモニタリングを実施。</li> <li>✓ 金融庁職員による金融経済教育の出張授業を継続的に実施したほか、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ、デジタルコンテンツの提供をはじめとするICTの活用により、幅広い層に対して金融経済教育の取組を推進。また、令和3年度の税制改正要望にて、NISA制度の電子手続を簡素化したほか、NISA特設ウェブサイトのコンテンツの充実やSNSを通じた情報発信により、つみたてNISAの広報等を実施(令和2年12月末時点:約300万口座)。</li> </ul>	<p>顧客本位の業務運営の確立と定着に向けて、「顧客本位の業務運営に関する原則」等の改訂も踏まえ、金融機関の取組みの「見える化」やモニタリング等の実施・充実を図るなど、利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供の実現に取り組んでいく。</p> <p>また、ICTを活用したデジタルコンテンツ等の提供により学校や企業における金融経済教育を支援するための取組を更に進めるほか、2024年の新しいNISAの導入に向け、十分な周知・広報をすすめるとともに、つみたてNISAの更なる普及に努める。</p>
2 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 振り込み詐欺、インターネットを利用した不正送金等について、資金移動業者を通じた金融機関からの不正出金にみられるような新たな手口の実態を踏まえた対策の実施等を金融事業者に促すとともに、警察庁とも連携して、これら事業者に対し必要な施策を検討・実施するほか、新型コロナウイルスの影響等もあって広がりを見せている様々な形態の取引(SNS個人間融資、ファクタリング等)について、多重債務防止等の観点から注意喚起等の取組を更に推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 資金移動業者の決済サービスを通じた銀行口座からの不正出金事案を受け、預金取扱金融機関及び資金移動業者に対し、不正防止策の実施や被害補償について要請を行うとともに、銀行口座からの不正な出金についての注意喚起を実施。また、預金取扱金融機関に対して、銀行口座と連携する決済サービスに係るセキュリティの状況等の実態把握のため、全国銀行協会と連携して調査を実施し、調査結果を公表。さらに、事務ガイドライン及び主要行等向けの総合的な監督指針等を改正。</li> <li>✓ 新型コロナウイルス感染症等の影響もあって広がりを見せている様々な形態の取引(SNS個人間融資、ファクタリング等)について、多重債務防止等の観点から政府広報の活用や関係機関との連携を通じた広く一般への注意喚起を実施。</li> <li>✓ 通信アプリを運営するLINE社が、個人情報の管理について利用者への説明が不十分であった旨の公表を行ったことを踏まえ、金融子会社であるLINE Pay社等についても、その実態を適切に把握すべく、資金決済法等に基づき金融業務に関する情報の管理状況について報告を求めた。</li> </ul>	<p>金融取引が高度化・複雑化し、市場の変動も激しい中、引き続き利用者が安心して金融サービスを受けられるよう、利用者保護のために必要な制度整備を進めるとともに、金融犯罪被害の防止に向けた金融機関の適切な態勢整備を促していく。</p>
III 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上			
1 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 足元で金融資本市場の不安定な動きも見られる中、デジタルライゼーションの進展を踏まえ、網羅的で(広く)・機動的で(早く)・深度ある(深い)市場監視を実施する。</li> <li>✓ 市場監視業務におけるデジタルライゼーションの推進や適切な市場監視を行うための高度な専門性と幅広い視点を持った人材の育成を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 金融市場の動向等を踏まえ、フォワードルッキングな市場監視や機動的な市場監視を実施し、その結果、法令違反等が認められた場合には、課徴金納付命令勧告や行政処分勧告のほか、重大で悪質な事案について刑事告発を行うなど、厳正に対処。また、無登録業者による投資者被害の拡大防止のため、裁判所への禁止命令等の申立てに係る調査権限を積極的に活用。</li> <li>✓ 取引監視システムの機能強化等、市場監視業務におけるデジタルライゼーションの活用を推進するとともに、検査・調査等に資するIT人材育成を目的とした研修や海外当局主催の研修への職員参加を実施。</li> </ul>	<p>金融取引のグローバル化、複雑化、高度化やデジタルライゼーションの進展等により市場が大きく変化する中で、我が国市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護を図るため、市場監視機能の強化を引き続き進めていく。</p>
2 企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 令和2年3月期から開示の充実が求められている経営方針やリスク情報等の記述情報について、開示の好事例の収集・公表を行う。</li> <li>✓ IFRSへの移行促進に向けて適用企業の負担軽減を図るほか、会計監査に関する情報提供の充実に向け新たに導入された施策について調査・分析等を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 記述情報の開示の充実を図るため、「記述情報の開示の好事例集2020」を公表(令和2年11月公表、3年3月最終更新)。</li> <li>✓ 企業会計審議会総会・会計部会において、IFRSへの移行状況や国際的な意見発信等に関する取組状況の審議を実施。また、令和3年3月期から全面適用される「監査上の主要な検討事項」について、日本公認会計士協会との意見交換会において早期適用事例を紹介したほか、有価証券報告書における企業側の情報開示を促すなど関係者の理解を深めるための対応を実施。</li> </ul>	<p>金融審議会において、上場企業と投資家との建設的な対話等に資する開示制度の在り方について、サステナビリティやガバナンスに関する開示を含め、幅広く関係者の意見を聞きながら総合的に検討する。</p> <p>引き続き、IFRSへの移行促進、会計監査の品質の持続的な向上・信頼性確保に向けた取組を進める。</p>

<p>3 市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 海外金融機関・専門人材の受入れを促進するため、金融行政プロセスの英語化や登録手続きの迅速化を進める。税制を含めたビジネス環境の改善策を検討する。</li> <li>✓ 企業がコロナ後の経済社会構造に向けた変革を主導できるよう、コーポレートガバナンス・コードの見直しを行う。</li> <li>✓ 成長資金の円滑な供給を図る観点から、取引所における市場構造改革の推進や取引所外の資金の流れの多様化など、我が国資本市場の機能・魅力の向上策を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 地政学的なリスクなどが高まる中で国際的なリスク分散に貢献するとともに、金融資産の運用能力向上と成長資金の供給強化を図るため、世界に開かれた国際金融センターの実現に向けて、税、在留許可、英語対応をはじめとする課題に取り組んだ。</li> <li>✓ 「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」における議論を踏まえ、取締役会の機能発揮、企業の中核人材の多様性の確保、サステナビリティ(ESG 要素を含む中長期的な持続可能性)に関する開示の充実等を盛り込んだコーポレートガバナンス・コードの改訂案を提示。</li> <li>✓ 東京証券取引所は、市場構造改革に関し、新市場区分への改編や上場基準の見直し、TOPIX の見直し等を含む上場規則の改正案を公表(令和2年12月)。</li> <li>✓ 我が国資本市場の機能・魅力の向上を図るために、金融審議会市場制度ワーキング・グループにおいて、海外の投資運用業者等の受入れに係る制度整備及び外国法人顧客情報に関する銀証ファイアーウォール規制(情報授受規制)の緩和に関する報告書を公表。</li> </ul>	<p>引き続き海外事業者や高度外国人材のための環境を整備するとともに、我が国金融資本市場の魅力向上に向けた施策に取り組んでいく。</p> <p>また、コーポレートガバナンス改革の実効性向上に向けて、コーポレートガバナンス・コードの再改訂を公表した後、フォローアップを行っていく。</p> <p>このほか、令和4年4月の新市場区分への円滑な移行を実現するため、東京証券取引所の取組を後押しするとともに、我が国資本市場の一層の機能発揮に向けて、投資家保護に配慮しつつ、取引所内外における資金の流れの多様化を促す施策などの検討を進めていく。</p>
<p><b>(横断的施策)</b></p>			
<p>1 IT 技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ デジタル技術により利用者の課題を解決し、付加価値を創出できるよう、規制上の制約の解消等に取り組む。</li> <li>✓ 書面・押印・対面を前提とした業界慣行の見直しや決済インフラの高度化・効率化を推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ FinTech サポートデスクで受け付けた相談や、FinTech 実証実験ハブ及び基幹系システム・フロントランナー・サポートハブでの支援を決定した案件について、内容・ニーズに応じた的確に対応。</li> <li>✓ 金融サービス仲介業の創設・新規参入に向けて、金融商品販売法等改正に係る政令・内閣府令案等を公表。</li> <li>✓ 「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を設け、書面・押印・対面の不要化や電子化を促進。</li> <li>✓ 新型コロナウイルス感染症に伴うテレワーク環境が進展していることを踏まえ、実際のテレワーク環境下でサイバー演習を実施。</li> <li>✓ 金融機関において発生したシステム障害等に対し、障害の復旧状況や真因についてヒアリング等を行い、再発防止を要請。</li> </ul>	<p>イノベーションと利用者保護のバランスを確保しつつ、デジタルイノベーションの進展等に伴う金融を取り巻く環境の変化に適切に対応していく観点から、引き続き取組を進めていく。</p>
<p>2 業務継続体制の確立と災害への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 金融庁及び金融機関における業務継続体制の検証、震災等自然災害への対応を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 金融庁の業務継続計画等の実効性を検証するため、関係機関との合同訓練等を実施。</li> <li>✓ 令和2年7月豪雨への対応として、自然災害ガイドラインの周知広報や専用相談ダイヤルを設置したほか、金融機関に対してきめ細かな対応を奨励。</li> </ul>	<p>金融庁の業務継続計画等を定期的に検証し必要に応じて見直しを行うとともに、関係機関と連携した訓練等の実施により更なる実効性の向上に取り組む。また、金融機関等における業務継続体制の実効性の向上を促していく。</p>
<p>3 その他の横断的施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 国際的に協調した対応(コロナ対応における金融規制監督上の国際協調、危機対応に係る海外当局との連携強化、マネロン・テロ資金供与対策に関する国際的な議論・連携)を進めるとともに、国際的な当局間のネットワーク・協力を強化する。</li> <li>✓ 海外当局等における優れた取組を採り入れるとともに、我が国の工夫を国際的に共有し世界の実務の向上に貢献する。</li> <li>✓ 世界共通の課題への対応(サステナブルファイナンス、マネロン・テロ資金供与対策の強化)について、我が国として必要な取組を実施し、国際的な議論へ参画・貢献する。</li> <li>✓ 金融機関等から受け付ける申請・届出等の行政手続きの電子化等を進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ コロナ危機の当初より、金融安定理事会(FSB)での各国の協調を目的とした議論に参加し、FSB5 原則の策定に貢献するとともに、海外危機対応関係当局との関係を強化するなど、国際的に協調した対応を推進。</li> <li>✓ 当局間協力に関し、バーチャルなコミュニケーションを用い、二国間会議における意見交換、日中金融協力、新興国に対する技術協力を更に推進。</li> <li>✓ 2050年カーボンニュートラルをはじめ、持続可能な社会の実現に向けてサステナブルファイナンスを推進するため、サステナブルファイナンス有識者会議等を設置し、課題や対応案等について議論。マネロン・テロ資金供与対策について、金融機関等の実効的な体制整備の取組みを一層促進するため関係ガイドラインを改正するとともに、AIを活用したシステム構築・金融機関の共同利用に係る実証事業を実施。</li> <li>✓ 行政手続きの電子化に向けて、システムの整備及び制度面での対応を実施。</li> </ul>	<p>国際的に協調した対応は、新型コロナの影響下においても、世界の金融システムの健全性を維持しつつ、実体経済を支えることにつながるところ、引き続き、積極的に取り組んでいく。</p> <p>また、新興国の金融技術支援等に取り組むことは、これらの国々の金融監督当局等の能力向上や我が国との連携強化につながるところ、引き続き、積極的に取り組んでいく。</p> <p>さらに、世界共通の課題への対応として、サステナブルファイナンスの一層の推進に向けて必要な取組を進めるほか、検査・監督体制の強化等を通じ、我が国における金融業界全体のマネロン・テロ資金供与対策の高度化に向けて取り組んでいく。</p>

(金融庁の行政運営・組織の改革)		
1 金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 各種有識者会議の活用や金融行政に対する外部評価及び自己評価の実施等による金融庁のガバナンスの改善、金融行政に関する広報の充実、学術的成果の金融行政への活用に向けた環境整備を実施するほか、財務局の金融行政担当部局との一体化を推進する。</li> <li>✓ 庁内横断的な重点施策の政策立案・総合調整機能の充実を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 「サステナブルファイナンス有識者会議」等の各種有識者会議を開催したほか、行政データを学術的に活用するため、より高度な分析・研究が可能なインフラ整理を推進するなど、有識者からの提言や学術的成果等を金融行政への確に反映するための取組を実施。このほか、金融行政に係る広報について、新型コロナウイルス感染症関連の情報発信や Twitter を活用した情報発信を強化するとともに、財務局の金融行政担当部局との一体化推進のため、財務局とのコミュニケーション頻度の更なる充実等を実施。</li> <li>✓ 金融行政の戦略立案や総合調整の機能を強化し、国際金融機能の確立やサステナブルファイナンスの推進などの重要施策を実施。</li> </ul>
2 検査・監督の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 「検査・監督基本方針」を踏まえた検査・監督を実践し、第三者による外部評価も活用しながら検査・監督の質・深度や実効性のある対話を不断に改善する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 「検査・監督基本方針」を踏まえた検査・監督を実践するため、IT ガバナンス、コンプライアンス・リスク管理等の個別分野ごとの「考え方と進め方」や重要な課題・着眼点等を整理・公表。</li> <li>✓ モニタリングの質の向上のため、第三者による「外部評価」や金融庁幹部による金融機関からの意見聴取等を実施。</li> <li>✓ 令和 2 年 11 月に「金融庁検査・日本銀行考査の連携強化に向けたタスクフォース」を設置し、より質の高いモニタリングの実施と金融機関の負担軽減を図る観点から日本銀行が行う金融モニタリングとの間で連携を強化するための枠組み構築に向けた検討を実施。</li> </ul>
3 金融行政を担う人材育成等	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 課室での「グループ化」によるコミュニケーションの活性化、「政策オープンラボ」や「庁内ポータルサイト」による職員の自発的な参加の機会の拡大など、職員による主体的な取組を支える環境整備を進める。</li> <li>✓ これまで以上にマネジメントを意識した組織運営を行うため、幹部・課室長がマネジメントの方針・考え方を部下職員と共有し、その状況を事後的に検証(職員満足度調査や 360 度評価)する取組や、「グループ長」のマネジメントの意識を高める取組を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 各課室の中で 5～10 名程度のグループを編成し、職員間のコミュニケーションの活性化を図るほか、「政策オープンラボ」や「庁内ポータルサイト」による職員の自発的な参加の機会の拡大するなど、職員による主体的な取組を支える環境整備を推進。</li> <li>✓ 幹部・課室長がマネジメントの方針・考え方を部下職員と共有し、職場の状況について職員満足度調査や 360 度評価の結果をフィードバックすることで改善につなげていく取組を実施。</li> <li>✓ 職員満足度調査における全体的な満足度のスコアは、全庁で前年に比べ 0.26 ポイント上昇し、3.99/5.00 となった。</li> </ul>

<p>金融行政の質を不断に向上させていく観点から、有識者等の意見・提言、批判等が継続的かつ的確に反映されるよう、引き続き、各種有識者会議等を積極的に活用するほか、金融行政に関する広報の充実に取り組んでいく。</p>
<p>金融機関と双方向の対話を行いながら、各分野の「考え方と進め方」のモニタリング現場へ定着を図りつつ、事例を蓄積するとともに、そこで得られた重要な課題や着眼点等について整理・公表を行う。また、的確な実態把握を行うための実践的なモニタリング手法の開発や金融機関に対するモニタリング結果の還元強化などに継続して取り組み、PDCA サイクルを実践・定着させていく。</p> <p>さらに、タスクフォースの検討結果を取りまとめ、日本銀行との適切な分担のもと、金融業界の意見を聞きながら質の高いモニタリングを実施していく。</p>
<p>組織文化の変革には相応の時間がかかることから、人材育成や職場環境の改善等に継続して取り組んでいく。</p>